

環境の杜ふれあい条例

平成19年1月19日条例第1号

(設置)

第1条 那覇・南風原クリーンセンターの設置に係る地域還元施設として、スポーツ・レクリエーション活動等の普及及び振興を図り、並びに地域コミュニティー及び環境学習等の発信拠点とするため、環境の杜ふれあい（以下「環境の杜」という。）を設置する。

(位置)

第2条 環境の杜の位置は、島尻郡南風原町字新川588番地とする。

(利用時間及び休館日等)

第3条 環境の杜の利用時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、第14条第1項の規定により管理者が指定するもの（以下「指定管理者」という。）は、必要があると認めるときは、管理者の承認を得て利用時間を変更することができる。

2 環境の杜の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、管理者の承認を得て、臨時に開館し、又は休館することができる。

(1) 毎週水曜日（ただし、その日が休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条の国民の祝日及び6月23日（慰霊の日）をいう。以下同じ。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(利用期間)

第4条 予約利用（環境の杜を予約して利用することをいう。以下同じ。）する期間は、引き続き5日を超えることはできない。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(入館の制限等)

第5条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 伝染性の疾患のおそれがあると認められる者
- (2) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれがある者
- (3) 施設又は設備を損傷するおそれがある者
- (4) 管理上必要な指示に従わない者

(利用許可)

第6条 環境の杜を利用しようとする者は、指定管理者の許可（以下「利用許可」という。）を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、利用許可をする場合においては、管理上必要な条件を付することができる。

(利用料金)

第7条 利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、指定管理者に対し、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

2 利用料金は、別表第1及び別表第2に定める額の範囲内において、指定管理者が管理者の承認を得て定めるものとする。

3 利用料金は、指定管理者が定める日までに支払わなければならない。

4 既に支払われた利用料金は、返還しないものとする。ただし、規則で定める事由に該当する場合は、その全部又は一部を返還することができる。

5 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 本組合又は那覇市若しくは南風原町（以下「構成市町」という。）のいずれかが主催又は共催する行事として予約利用する場合
- (2) その他指定管理者又は管理者が特別の理由があると認める場合

(利用許可の制限)

第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、環境の杜の利用を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 環境の杜の施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。）を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (4) 管理上支障があるとき。
- (5) その他指定管理者が不適当と認めるとき。

2 指定管理者は、中学生以下の者については、トレーニングルームの利用を許可しない。
(利用許可の取消し等)

第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可を取り消し、若しくは変更し、又はその利用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) 利用者がこの条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (2) 利用者が利用許可の条件に違反したとき。
- (3) 利用者が偽りその他不正な手段により利用許可を受けたとき。
- (4) 管理に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(環境の杜の変更禁止)

第11条 利用者は、環境の杜を利用する場合において、施設を模様替えし、又はこれに特別の設備を付設してはならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用権の譲渡等の禁止)

第12条 利用者は、環境の杜の利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復の義務)

第13条 利用者は、利用を終了したときは、直ちに原状に復するものとする。

(指定管理者の指定)

第14条 管理者は、次に掲げるすべての要件を満たし、環境の杜の管理を行わせるに最適な団体を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者として指定するものとする。

- (1) 事業計画書の内容が利用者の平等な利用を確保できるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が地域利用の促進等、還元施設としての設置目的に沿った運営が行われるものであるとともに、サービスの向上が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う人員、能力を有するか又は確保できる見込みがあること。
- (4) 事業計画書の内容が環境の杜の効用を最大限に発揮するものであるとともに、管理経費の縮減が図られるものであること。
- (5) 利用者の声が反映される管理が行われる見込みがあること。

2 前項の規定による指定は、環境の杜の管理を行おうとするものの管理者に対する申請により行う。

3 前項の申請は、規則で定める申請書に事業計画書その他の規則で定める書類を添付して行わなければならない。

4 管理者は、第1項の規定による指定をしたときは、その旨を告示する。

(指定管理者が行う管理の基準)

第15条 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の規定に従い、施設の管理を行わなければならない。

2 管理者は、環境の杜ふれあいの管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し、定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(秘密を守る義務)

第16条 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第17条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 環境の杜の施設、設備等の維持管理に関する業務
- (2) 利用許可に関する業務
- (3) 利用料金の徴収に関する業務
- (4) その他管理者が必要と認める業務

(運営審議会)

第18条 管理者の諮問に応じ、環境の杜の運営に関する基本的な事項を審議するため、環境の杜ふれあい運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、委員5人以内で組織する。
- 3 前2項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。
(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から起算して10月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。（平成19年5月規則第10号で、同19年7月1日から施行）ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 第14条に規定する指定管理者の指定に関する手続その他この条例の施行に必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則（平成24年7月1日条例第1号）

この条例は、平成24年7月1日から施行する。

附 則（平成27年11月12日条例第2号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和3年11月17日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1（第7条関係）

環境の杜の当日利用の利用料金

(単位：円)

区分		単位	金額
体育室	卓球	1台(面)1回	1,000
	バドミントン	(2時間以内)	1,000
	その他	上記種目に準じて定める	
トレーニングルーム	高校生	1人1回	300
	その他	(2時間以内)	500
浴室	中学生以下		500
	高校生		700
	その他		1,200
浴室(岩盤浴室の利用を含む場合。)			1,400

備考

- 1 中学生以下の区分は、幼児(小学校就学前の者をいう。)、児童及び中学生に適用する。
- 2 構成市町に居住する者及び構成市町の事業所に勤務する者以外のものが利用する場合の利用料金は、指定管理者の定めた額に当該額の100分の20に相当する金額を加算した額とする。
- 3 利用するための準備及び原状回復に要する時間は、利用時間に含むものとする。

- 4 利用料金の計算において、10円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。
- 5 体育室利用料金には、支柱・ネット、卓球台等の備品類を含め、バドミントン、卓球等のラケット、ボール等の消耗品は除くものとする。

別表第2（第7条関係）

環境の杜の予約利用の利用料金（施設及び設備）

（単位：円）

種別		単位	金額
体育室	全面	1 時間	5,000
	半面		2,500
研修室			1,600
会議室			700
談話室			900
多目的広場（占用利用する場合に限る。）			2,000
空調設備（研修室）			500
空調設備（会議室又は談話室）			400
照明設備（多目的広場）			500

備考

- 1 構成市町に居住する者、構成市町の事業所に勤務する者及び構成市町に事業所を有する団体以外のもが利用する場合の利用料金は、指定管理者の定めた額に当該額の100分の50に相当する金額を加算した額とする。
- 2 入場料（会費、賛助金、寄附金、募金等を含む。以下同じ。）を領収し、かつ、営利又は宣伝を目的とする催物のために利用する場合の額は、当該催物1回（同様な内容構成の催物が時間を区切って数度にわたり行われる場合は、その1度を1回とする。）につき、指定管理者の定めた額に当該額の100分の100に相当する金額を加算した額とする。
- 3 1時間未満の利用時間は、1時間とみなす。また、利用時間を越えて利用した場合は、その超過した時間（1時間未満は、1時間とみなす。）に応じ利用料金を支払わなければならない。
- 4 利用するための準備及び原状回復に要する時間は、利用時間を含むものとする。
- 5 利用料金の計算において、10円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。
- 6 利用料金には、得点板、審判台等の備品類を含め、バドミントン、卓球等のラケット、ボール等の消耗品は除くものとする。
- 7 体育室の利用料金には空調設備を含むものとする。